



佐賀空港 A 2 - B C P



令和2年(2020年)9月



佐賀空港 A 2 - B C P 改正記録表

改正番号	改正年月日	起案番号	改正内容
1	2020/9/4	第 767 号	新規制定



- 目次 -

1	総則	
(1)	策定経緯	1
(2)	策定目的	2
(3)	使い方	2
2	被害想定	3
3	統括的マネジメントに向けた目標設定	4
4	「A2 - HQ」(総合対策本部)の設置	5
5	B - P l a n (Basic Plan : 基本計画)	
(1)	滞留者対応計画	10
(2)	早期復旧計画	12
6	S - P l a n (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)	
(1)	電力供給機能	14
(2)	通信機能	16
(3)	上下水道機能	17
(4)	燃料供給機能	18
(5)	空港アクセス機能	19
7	外部機関との連携	20
8	情報発信	21
9	訓練計画	22
10	各施設の担当部署と技術者の配置状況	23



1 総則

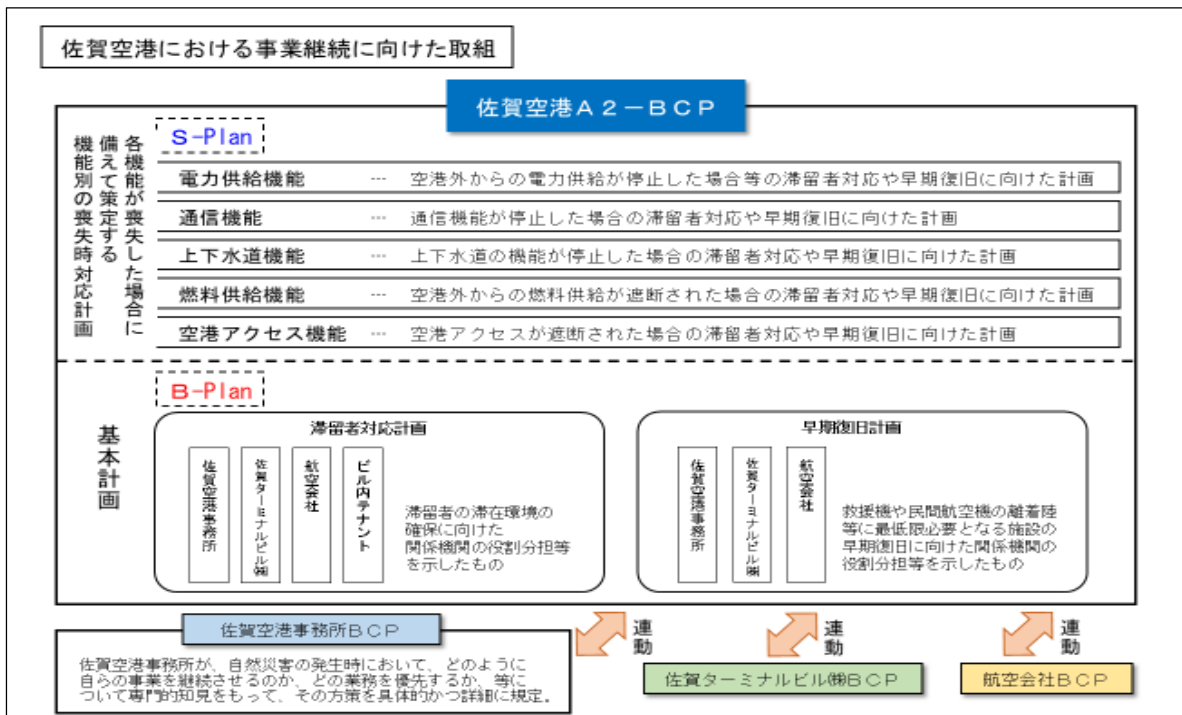
(1) 策定経緯

昨今の自然災害は、大規模・広範囲となっており、想定を超える被害が全国各地で発生し、空港利用者、空港関係者などにも多大な被害が生じる事態が起こっている。県内でも、令和元年(2019年)8月の豪雨災害など、数十年に一度又はこれまで経験したことがない自然災害が発生しており、佐賀空港を利用する航空機の平常運航に支障が生じる状況が懸念される。

国においては、平成30年9月の台風21号による関西空港の滑走路や旅客ターミナルビル等への大規模浸水、北海道胆振東部地震による新千歳空港の旅客ターミナルビルへの電力供給の停止等の大規模自然災害の発生を踏まえ、国管理空港の主要・海上16空港では、2019年3月までにA2-BCP()を策定するとともに、その他の空港についてもA2-BCP策定を推進している。佐賀空港も同様に、自然災害の被害を最小限にとどめ、早急な復旧を図ることができるようA2-BCPを策定した。

A2-BCPとは：

Airport Advanced Business Continuity Planning(空港における高度な業務継続計画)の略。空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。全ての空港利用者(滞留者)の安全・安心の確保、背後圏の支援、航空ネットワークの維持を目的として、空港ごとに策定。関係機関が個別に策定するBCP(個別BCP)と連動することにより、当該空港としての事業継続を目指す。





(2) 策定目的

大規模な災害が発生した時に、空港の機能を継続して維持または早期に確保することにより、救急救命活動や緊急物資・人員等の輸送拠点等として、重要な役割を果たすとともに、航空ネットワークを維持することにより国内及び空港の背後圏における経済活動の継続性を確保することが重要である。

本計画は、大規模な自然災害発生時における空港の機能維持、早期の機能復旧のための具体的な手順・対策等を定め、その円滑・確実な遂行等を図ることを目的とするものであり、空港全体としての機能保持・復旧を図るため、関係機関が一体となって対応する際の行動計画として、関係機関の連携方策や具体的な役割分担を示すことを目的としている。

(3) 使い方

「A2 - BCP」は、災害による空港滞留者が安全かつ安心して過ごせるための方策、滑走路や空港ターミナルビル等民間航空機の離発着に最低限必要となる施設の早期復旧に向けた関係機関の役割分担等を示すものである。

例えば、個々の航空会社がどのように必要な機材や人員、燃料等を調達するか、どの業務を優先するか、といった内容は関係機関それぞれが策定する個別のBCPで規定されるもので、本計画では対象としていない。



2 被害想定

佐賀空港及びその周辺で発生する可能性がある自然災害、想定される被害状況については、佐賀県地域防災計画をもとに次のとおり想定する。

種類	状況等	主な被害想定
大雨	100mm / 時を超える降水量が見込まれる	滑走路の閉鎖（定期便の運休） ターミナルビルの閉鎖 駐車場の閉鎖 空港の施設・設備の破損 2次交通の運休
台風	50.0m/s を超える最大瞬間風速が見込まれる	
積雪	10cm を超える積雪が見込まれる	
地震	マグニチュード：7.5 震度6弱（佐賀平野北縁断層帯）が発生	
津波	1m 以上 2m 未満が発生 又は見込まれる	



3 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

あらゆる自然災害が発生した場合であっても、次の2点について、自然災害発生後72時間以内の対応・復旧を目標とする。

(1) 航空旅客をはじめとした、全ての空港利用者(滞留者)が、安全・安心に過ごせるための機能を確保

(2) 滑走路や旅客ターミナルビルなど、民間航空機の離発着のための空港施設の使用が可能となるよう早期に復旧

(1)については、トイレなど必要最低限の機能を維持する。また、空港利用者(滞留者)が佐賀空港に長時間、滞留せざるを得ない状況が発生することを想定し、九州佐賀国際空港活性化推進協議会と佐賀ターミナルビル株式会社との間で、非常用食料品の整備等に関する覚書を交換している。

(2)については、防災対応のための航空機、ヘリ等が佐賀空港を利用することも想定されることから、空港施設の復旧は可能な限り早期をめざす。

(1)及び(2)の状態へ速やかに移行させるため、平常時から「減災」の考え方に基づき対策を図る。

国ガイドラインでは、「背後圏の支援(一時避難所としての空港)」の記述があるが、佐賀空港は近隣(半径3km以内)に民家がなく、有明海に近いことを考えると一時避難所としては考えにくい。



4 「A 2 - H Q」(総合対策本部)の設置

A 2 - H Q (Airport Advanced Head Quarters : 総合対策本部)の設置については、次のとおりとする。

(1) 本部長・副本部長

A 2 - H Qの本部長は、佐賀空港事務所長が担い、副本部長は、佐賀空港事務所副所長が担う。

(2) 事務局

A 2 - H Qの事務局は、佐賀空港事務所が担う。

(3) 設置場所

A 2 - H Qは、空港事務所内に設置する。

(4) 設置基準

A 2 - H Qは、前述「2 被害想定」に該当する自然災害が発生した場合は、自動参集する。

また、同様の自然災害の発生が見込まれる場合は、あらかじめ本部長の参集依頼に基づき設置する。

(5) 構成・役割

A 2 - H Qは、主に次の事項を担う。

自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、外部機関への発信
被災状況に基づく対応方針の決定
決定事項に基づく関係機関への要請
空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

また、A 2 - H Qの構成団体及びその他の役割等は、別表のとおりとし、別表の役割等に関連する必要な活動を行う。



別表

ア 空港管理者

団体等名	役割等
佐賀空港事務所	本部長（所長）： ・ A 2 - H Q の招集（設置宣言） ・ 各構成員への対応・報告等の依頼 ・ 航空局や県本庁との連絡調整 副本部長（副所長）： ・ 本部長の補佐、会議の進行 事務局： ・ 空港施設の被害状況、影響の把握 ・ A 2 - H Q の運営にかかる事務
佐賀県空港課	・ リエゾン（災害対策現地情報連絡員）など事務局の後方支援（報道対応含む） ・ 2次交通機関との調整・連携 ・ SNS 等による情報発信

イ 国の行政機関等

団体等名	役割等
国土交通省 大阪航空局 佐賀空港出張所 RAG 時間帯は福岡空港事務所	・ 救難航空機等の安全対策 ・ 関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告
福岡航空地方气象台佐賀航空 気象観測所	・ 飛行場警報の提供（気象業務法第 14 条） ・ 関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告
法務省 福岡出入国在留管理局 佐賀出張所	・ C I Q 業務に係る対応 ・ 搭乗者への情報伝達、安全誘導及び混雑防止 ・ 関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告
財務省 長崎税関 三池税関支署 久留米出張所	
厚生労働省 福岡検疫所 佐賀空港出張所	
農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	
農林水産省 門司植物防疫所 福岡支所 伊万里出張所	
第七管区海上保安部 三池海上保安部	・ 海上への流出物対応 ・ 空港周辺海域の警備、航行規制（必要に応じ）



ウ 地方公共団体

団体等名	役割等
佐賀県報道課	・報道機関対応
佐賀県危機管理防災課	・地域防災計画等に基づく活動
佐賀市	・空港 - 佐賀駅の市営バス運行対応 ・地域防災計画等に基づく活動 ・消防機関の活動支援（消防団活動等）

エ 警察機関

団体等名	役割等
佐賀県警察本部	・傷病者等の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索 ・空港周辺道路の交通規制（必要に応じ）
佐賀南警察署	

オ 消防機関

団体等名	役割等
佐賀広域消防局	・消火救難活動 ・傷病者の救助、応急処置、搬送 ・傷病者数の把握

カ 航空運送事業者

団体等名	役割等
航空会社等 （ハンドリング会社を含む）	・航空機の運航への影響の把握及び影響内容に関する空港事務所への報告 ・関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告 ・搭乗者等への情報伝達、安全誘導及び混雑防止 ・消火救難協力隊としての活動



ク 空港内事業所（施設管理者）

団体等名	役割等
佐賀ターミナルビル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告 ・ 空港利用者等への情報伝達、安全誘導及び混雑防止 ・ 消火救難協力隊としての活動
三愛アビエーションサービス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連施設・設備の被害状況の把握及び被害状況に関する空港事務所への報告 ・ 消火救難協力隊としての活動

（５）本部設置・対応の基本方針

本部設置のタイミング

ア) 「２ 被害想定」に該当する自然災害(地震以外)の発生を予見できた時点。

- ・ 次の場合、本部長（事務局）の依頼に基づき、各構成員は速やかに参集する。
- ・ 気象業務法第 14 条の規定による気象、津波、高潮及び波浪に関する飛行場警報を入手した場合。(航空機の運航及び空港の運用に重大な影響が予想される場合に限る)

イ) 自然災害の発生直後（自動設置）

- ・ 各構成員において、死傷者の有無、航空機の現状、施設・設備等の損傷の有無を把握し、事務局へ状況を報告。
- ・ 各構成員は、定期便の運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- ・ 事務局は、大阪航空局へ被害状況等を連絡（第一報は 15 分以内）。

本部の対応の基本方針

空港旅客をはじめとした全ての空港利用者の安全・安心を確保

- ・ B - P l a n、S - P l a n の計画を速やかに実行に移す。

各構成員が策定している B C P 等の計画も同時並行で実施を検討。



- ・ 傷病者を含む空港内滞留者への対応、空港外への避難の要否を確認。
- ・ 空港機能の復旧、運航再開の見通しの整理。
- ・ 被害状況などの広報の方針決定。
- ・ 外部機関への各種要請。

第1回の本部（会議）以後、次回の本部招集（会議開催）までの情報収集事項などを確認し、必要な構成員のみ参集。

構成員の所属機関が判別しやすいよう、それぞれの作業服又はビブスを着用すること。



5 B - P l a n (Basic Plan : 基本計画)

(1) 滞留者対応計画

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により複数の空港施設が破損し、空港ターミナルビルの一部、P B B 及びエプロンの一部が使用に耐えられない状況。また、佐賀空港につながる主要道路が通行止めとなり、空港内に滞留者が旅客、送迎客など最大で500名発生し、最大72時間滞在することを想定。

行動目標

- ・ 発生後速やかに、空港内旅客等を安全な場所に避難を完了させる。
- ・ 死傷者等の人数把握、打撲や切り傷程度の軽症者を除き速やかに対応に当たり、その後空港内の全ての滞留者数を把握。
- ・ 空港内の滞留者に対して、運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底。
- ・ 発生後3日間（最大72時間）滞留者が空港内で滞在できるよう、想定される最大空港滞留者数に対応した備蓄品（非常食、毛布など）を確保。
- ・ 通信環境を確保するため、コンセントプラグ等、携帯電話の使用が可能となる環境を提供。
- ・ 滑走路や保安施設などの安全確認がとれ次第、速やかに緊急物資の受け入れを開始。
- ・ 原則として、発災後72時間以内に、滑走路や保安施設などの安全を確認し、民航機の運航を再開。



役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所		<p>A 2 - H Qの設置、関係機関との連絡体制構築（関係機関から提供された情報を一元化し）フィードバック</p> <p>職員の滞在環境を確保</p> <p>緊急物資の受入れ、民航機運航再開に係る発着調整</p>	<p>新たな滞留者が発生しないよう必要な情報の周知を各事業者へ依頼</p> <p>民航機運航再開の受入れ、発着調整</p>
佐賀ターミナルビル株式会社	<p>発生後3日間（72時間）滞留者が空港内で滞在できるよう、想定される最大空港滞留者数（旅客及び従業員（各テナントを含む））に対応した備蓄品（非常食、毛布など）を確保</p> <p>滞留外国人への対応準備（非常食）</p> <p>コンセントプラグ等携帯電話の充電環境整備</p>	<p>空港ビル内旅客の避難誘導、避難・滞在场所の確保、空港ビル滞在者の人数把握</p> <p>従業員の滞在環境の確保</p> <p>負傷者対応</p> <p>空港内旅客等に空港外への運行情報、二次交通、代替交通手段等の情報周知の徹底</p>	<p>非常食や飲料水、毛布などの配布</p> <p>コンセントプラグ等、携帯電話の充電環境を提供</p>
航空会社 （ハンドリング会社）		<p>空港内旅客の避難誘導、情報提供</p> <p>従業員の滞在環境の確保</p>	<p>領事館等へ滞留外国人のサポートを依頼</p> <p>緊急物資の受入れ、民航機運航再開時の発着調整協力</p>
佐賀県空港課	備蓄品等の状況の確認	<p>リエゾン派遣、空港内の状況確認</p> <p>本庁への適宜報告、情報発信</p>	



(2) 早期復旧計画

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により複数の空港施設が破損し、空港ターミナルビルの一部、P B B 及びエプロンの一部が使用に耐えられない状況。

行動目標

- ・ 気象情報を適宜確認し、台風の接近状況により早期に A 2 - H Q を設置。
- ・ 被災後、早期に応急処置を行い、必要最低限の機能復旧を図る。
- ・ できるだけ早期（災害沈静後 3 日（ 7 2 時間）を目指す）に、現状復旧を図る。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所	A 2 - H Q の設置、 関係機関に被害発生時の状況等報告の事前依頼 暴風で飛散しそうな設備、物品の確認及び応急処置	関係機関から提供された情報を一元化し フィードバック 民航機の駐機場所の調整 台風等気象情報を逐次確認	各施設・設備の機能回復作業 復旧に対する応援要請（専門技術者、管理経験者、TEC-FORCE 等）
佐賀ターミナルビル株式会社	暴風で飛散しそうな設備、物品の確認及び応急処置	民航機の運航情報の周知 台風等気象情報を逐次確認	各施設・設備の機能回復作業



構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
航空会社 (ハンドリング会社)	暴風で飛散しそうな 設備、物品の確認及 び応急処置 機体の避難検討	台風等気象情報を逐 次確認	領事館等へ滞留外国 人のサポートを依頼 民航機運航再開時の 発着調整協力
佐賀県空港課	台風等気象情報を逐 次確認	リエゾン派遣、空港内の状況確認 本庁への適宜報告、情報発信	



6 S - P l a n (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

(1) 電力供給機能

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により、佐賀空港への電力供給（通常系統及び予備系統（計2系統））が寸断され、復旧に3日を要する状況。

行動目標

- ・ 発災後、即座に非常用電源設備へ切り替え。
- ・ 発災後3日（72時間）以内に民航機の運航が可能となるよう、滞留者の滞在エリアだけでなく、管制・保安設備等も確実に機能している状態に復旧。
- ・ 3日（72時間。通常系統及び予備系統が復旧する目安）分の電力を確実に確保するため、非常用電源設備が72時間稼働可能な燃料を確保。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所	非常用電源設備の定期点検、稼働のための十分な燃料確保	A 2 - H Q の設置、 関係機関との連絡体制構築 非常用電源設備の稼働（灯火） 電気設備等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）	電力会社へ電力復旧の早期対応を依頼 保守業者へ早期対応を依頼
佐賀ターミナルビル株式会社	非常用電源設備の定期点検、稼働のための十分な燃料確保	非常用電源設備の稼働（ターミナルビル機能維持） 電気設備等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）	電力会社へ電力復旧の早期対応を依頼 保守業者へ早期対応を依頼



<p>国土交通省大阪航空局佐賀出張所</p>	<p>非常用電源設備の定期点検、稼働のための十分な燃料確保</p>	<p>非常用電源設備の稼働（管制、航空保安） 電気設備等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）</p>	<p>電力会社へ電力復旧の早期対応を依頼 保守業者へ早期対応を依頼</p>
<p>佐賀県空港課</p>		<p>リエゾン派遣、空港内の状況確認</p>	



(2) 通信機能

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により、固定電話及び携帯電話（音声通話機能）の通信規制が行われ、通話が困難な状況となる。

行動目標

- ・ 発災後、佐賀県内の通信状態を確認。空港の周辺のみ通信障害が発生している場合には、通信事業者に対して復旧作業を要請。
- ・ 通信障害が発生している場合は、24時間以内に通信障害の原因究明及び復旧作業が完了。特にターミナルビル内の滞留者が通信できる環境に回復。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所	災害時優先回線の確保 46-0152、46-0153（FAX） 無線回線（防災回線）の確保（災害時自動切替）	A2 - HQの設置、関係機関との連絡体制構築 通信被害の情報収集	
佐賀ターミナルビル株式会社	電話交換機の非常用発電機回路への接続 ビル内テナント業者との緊急連絡体制の整備	通信被害の状況、復旧の見通し等の情報提供	滞留者への通信被害の復旧見通し等の情報提供
佐賀県空港課		リエゾン派遣、空港内の状況確認	



(3) 上下水道機能

被害想定

大規模な自然災害(地震、台風等)により、空港まで及び空港内の送水管、又は空港ターミナルビル内の排水管等の管路に障害が発生し、復旧に3日を要する状況。

行動目標

上水道が復旧するまでの最大3日(72時間)分の飲料水を確保するとともに、それ以降の飲料水を確保するため、給水車等を手配。

下水設備が復旧するまでの最大3日(72時間)分に対応する簡易トイレ及び仮設トイレを確保。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所	職員分の飲料水及びトイレを3日(72時間)分確保	A2-HQの設置、関係機関との連絡体制構築 上下水道の点検 上下水道業者への早期復旧等の依頼	72時間以降は必要に応じて、佐賀市水道局と給水車の出動を要請
佐賀ターミナルビル株式会社	旅客、従業員分の飲料水及びトイレ(携帯トイレ)を3日(72時間)分確保	上水道の被害状況により使用制限又は使用禁止の判断	
航空会社 (ハンドリング会社)	従業員分の飲料水及びトイレを3日(72時間)分確保		
佐賀県空港課		リエゾン派遣、空港内の状況確認	



(4) 燃料供給機能

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により、航空機燃料、GSE車両等の燃料、ガス等の供給が一時停止となり、再開に3日（72時間）を要する状況となる。

行動目標

3日（72時間）分の航空機燃料、GSE車両等の燃料、非常用電源設備の燃料を確保。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所		A2 - HQの設置、 関係機関との連絡体制構築 関係機関からの情報 収集、整理	
佐賀ターミナルビル株式会社	オイルタンクの点検、必要量の確保	非常用電源確保に必要な燃料補給の調整	
航空会社 (ハンドリング会社)	GSE車両の状態等を適宜確認 GSE退避計画等の整理	運用するGSE車両を限定、使用しない車両から燃料を移し替え	
三愛アビエーションサービス株式会社	給油施設及び給油車両の点検 燃料保管状況の確認、必要量の確保 ポータブルの在庫の確認・点検	燃料保管状況の確認、情報提供 不足の場合、燃料供給先の優先順位決定	
佐賀県空港課		リエゾン派遣、空港内の状況確認	



(5) 空港アクセス機能

被害想定

大規模な自然災害（地震、台風等）により、佐賀駅など佐賀市中心部から佐賀空港までの道路が通行止めの状態となり、リムジンバス、リムジンタクシー、自家用車で佐賀空港を訪れる、又は佐賀空港から各所へ移動することが困難な状況

行動目標

発災後、空港アクセス事業者との連絡体制を構築し、道路等の被害状況、復旧の情報等を集約・分析し、必要に応じて通常の運行路線を代替できるアクセス機能の回復に向けた調整を開始。

役割分担

構成員	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
佐賀空港事務所	アクセス事業者との連絡体制の構築	A 2 - HQの設置、関係機関との連絡体制構築 周辺道路等の被害状況の情報集約、関係者への情報提供	周辺道路等の復旧情報の集約・分析
佐賀ターミナルビル株式会社		滞留者へ周辺道路やリムジンバス等の運行情報の提供	リムジンバスの運行状況、復旧見込等の情報提供
航空会社 (ハンドリング会社)		到着客等へ周辺道路やリムジンバス等の運行情報の提供	
佐賀市(交通局)		リムジンバスの運行再開の検討、再開見込の情報提供	空港滞留者の移動用臨時バスの運行調整
佐賀県空港課		リエゾン派遣、空港内の状況確認 情報発信、道路復旧情報等の収集	

緊急輸送、交通手段の確保等対策については、佐賀県・交通政策課が全体調整を担うこととしている。



7 外部機関との連携

外部機関との連携・協力体制を構築するため、次の機関との協定締結を促進する。

機 関 名	協 定 名
一般社団法人 佐賀県建設業協会	土木施設の災害復旧に関する協定
ターミナル内の事業所	物品（食料や飲料水など）に関する協定
西日本電信電話株式会社 佐賀支店	通信施設の災害復旧に関する協定
公益財団法人 佐賀県国際交流協会	訪日外国人旅行者への対応に関する協定
株式会社ニード	仮設トイレの設置、し尿処理に関する協定
佐賀県石油商業組合	燃料の供給に関する協定



8 情報発信

(1) 情報収集

下表に示す情報を A 2 - H Q に集約。

整理すべき情報	情報収集の主体
空港施設の被害及び復旧状況 (滑走路、エプロン、駐車場など)	佐賀空港事務所
空港内の滞留者の状況	佐賀ターミナルビル株式会社【ビル内】 佐賀空港事務所 【駐車場等の屋外】
自然災害の状況	福岡航空地方気象台 佐賀航空気象観測所
定期便の運航計画(欠航・遅延など)	各航空会社
空港までのアクセス運行状況	佐賀市(交通局) 佐賀県空港課
空港周辺の道路状況	佐賀南警察署 佐賀県空港課

(2) 情報発信

- ・ 上記の情報は事務局で集約し、A 2 - H Q で随時、構成団体と共有するとともに、適宜、国土交通省・大阪航空局へ報告(第一報は遅くとも15分以内に報告)する。
- ・ 多言語による情報の掲出及び外国語でのコミュニケーションが可能な職員やコミュニケーションツールの確保。
- ・ 佐賀県空港課(リエゾン等)が複数ツール(ホームページ、SNS等)を用いて、幅広く情報発信。

(3) 情報発信ルール

- ・ 報道機関への情報発信や取材対応は、適時・適切な時期(できる限り迅速)に行うこととし、原則として、空港では空港課リエゾンが対応する。



9 訓練計画

(1) 基本的な考え方

本計画の実効性確保のため、定期的に関係機関との合同訓練を行うこととする。

訓練の企画・立案は、佐賀空港事務所が行う。

訓練実施後、アンケート調査を実施し、関係団体からの意見や提案を募るとともに、必要に応じて本計画の更新や見直し等を行う。

(2) 点検の実施

佐賀空港事務所、国土交通省大阪航空局佐賀出張所、佐賀ターミナルビル株式会社、各航空会社は、次のことを最低でも年1回実施するとともに、適宜その結果を事務局に報告する。

- ・ 非常用電源の稼働点検
- ・ 非常食、飲料水、毛布等の備蓄品の確認
- ・ 非常用機器の動作点検



10 各施設の担当部署と技術者の配置状況

施設名	担当部署	技術者の配置		備考
		業種	人数	
基本施設 (滑走路、誘導路、エプロン)	佐賀空港事務所 施設課	土木	4	
		機械	2	
		電気	5	
		消防	1	
航空灯火・電気施設				
消防車庫				
旅客ターミナルビル (レンタカー・貨物を含む)	佐賀ターミナルビル株式会社	機械	3	
		電気	3	
		消防	2	
		危険物取扱者	4	
給油施設	三愛アビエーションサービス株式会社 佐賀空港営業所	危険物取扱者	9	